

近畿厚生局管内

府県医師会・歯科医師会 ご担当者 各位  
特定機能病院・大学病院 ご担当者 各位

平素よりお世話になっております。

厚生労働省近畿厚生局 健康福祉部医事課 再生医療等推進専門官の笹井と申します。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）に関して、ご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、再生医療等安全性確保法では特定細胞加工物の製造に係る届出等に関して、平成27年5月24日までの経過措置を設けております。

経過措置終了後も再生医療等に用いる特定細胞加工物の製造を継続するためには、当該経過措置終了までに、特定細胞加工物の製造に関する手続きを行っていただく必要があります。

そこで、経過措置終了前に特定細胞加工物の製造に関する手続きをしていただきたく、当厚生局で、平成27年3月25日及び26日に、医療機関内で特定細胞加工物を製造している病院及び診療所を対象として、標記説明会を開催することとしました。

つきましては、関係各位へ別添開催案内とともに、標記説明会に関して周知いただけますと幸いです。参加申込はメールで、各日先着30名で受付けております。

なお、同様の開催案内を近畿厚生局のWebサイトにも掲載しております。

[http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iji/saisei/saisei\\_top.html#setsumeikai](http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iji/saisei/saisei_top.html#setsumeikai)

直前のご案内となり大変恐縮ですが、周知にご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

近畿厚生局 健康福祉部医事課  
東海北陸厚生局 健康福祉部医事課  
再生医療等推進専門官  
笹井雅夫  
〒540-0011  
大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階  
医事課TEL：06-6942-2492  
FAX：06-6942-5089  
Email：[sasai-masao@mhlw.go.jp](mailto:sasai-masao@mhlw.go.jp)

\*\*\*\*\*



- （開催案内）特定細胞加工物製造届の作成等に関する説明会.docx